

内容

Q1. 申請手続きについて教えてください。.....	4
Q2. 複数の事業(県外看護師等就業支援金等事業、潜在看護師等就業後継続支援事業、看護師等奨学金返還支援事業)に事業登録することはできますか。.....	4
Q3. 申請のスケジュールを教えてください。.....	4
Q4. 複数の医療機関を運営している法人ですが、運営する医療機関の事業登録や申請をまとめて行うことは可能ですか。.....	4
Q5. 申請書の提出先を教えてください。.....	5
Q6. 手続きに関する問合せ先を教えてください。.....	5
Q7. 申請書等の様式データはどこから入手できますか。また、紙での申請は可能ですか。.....	5
Q8. 公立の医療機関等ですが、補助金交付の対象になりますか。.....	5
Q9. 他団体が実施する支援事業と併用は可能ですか。.....	5
Q10. 支援対象者が市町村から直接支援を受けていますが補助金交付の対象になりますか.....	5
Q11. 補助金の交付方法について.....	5
Q12. 申請書類に不備等があった場合の対応について.....	5
Q13. 対象となる経費は令和8年度に支出したものに限られますか。.....	6
Q14. 来年度の採用予定者に関しても補助金交付申請をしたいと思っています。来年度も補助は実施されますか?.....	6
Q15. 支援対象者数に制限はありますか。.....	6
Q16. 補助金交付を受けた後、消費税仕入控除税額の報告は必要ですか。.....	6
Q17. 第1回目の提出期間に事業参加登録届を提出しましたが、その後採用することができ、対象者が増えました。追加で登録できますか。.....	6
Q18. 事業参加登録の際に、補助金所要額(見込み)を入力する必要がありますが、どのように算出すればよいですか。.....	7
Q19. 補助金の返還を求められることはありますか。.....	7
Q20. 交付申請兼実績報告書の提出期限内に対象となる経費を支出していない(3月下旬に支出予定)場合は、どうすればよいですか。.....	7
Q21. 診療所は対象になりますか。.....	8
Q22. 対象となる看護職員の要件について教えてください。.....	8
Q23. 同一法人内の県外施設から異動した職員は対象になりますか。.....	8
Q24. 新卒看護師は対象外ですか。.....	8
Q25. 支援対象者は、県内に転居する必要がありますか。.....	8
Q26. 過去に他の施設で支援対象者になった方でも、転籍していれば、支援対象者として認められますか。.....	8
Q27. 補助要件に「採用後2年以上継続勤務する見込みがある者」とありますが、支援対象者からの確約書等は、必要ですか。.....	8
Q28. 補助要件に「採用後2年以上継続勤務する見込みがある者」とありますが、2年未満で退職や離籍してしまった場合は、どうしたらよいでしょうか。.....	9
Q29. 対象経費の支出時期は支援対象者の採用前後どちらでもよいでしょうか。.....	9
Q30. 対象経費の「就業支援金」について、「就業支援金」という名目でなければなりませんか。.....	9
Q31. 県外医療機関等からの採用であれば、県内での引越し費用も対象経費に含めてよいでしょうか。.....	9
Q32. 支援対象者の要件について教えてください。.....	10

Q33.支援対象者となる「潜在看護師等」について教えてください。	10
Q34.補助要件に「離職時届出を行っている者」とありますが、登録していなくても補助対象になりますか。	10
Q35.補助要件に「採用後、3か月程度の間、研修計画に基づき研修が実施された者」とありますが、日数の制限はありますか。	10
Q36.別紙3「働きやすい柔軟な勤務体制整備及び研修実施報告書」に「①働きやすい柔軟な勤務体制整備の取組み」を記載する欄がありますが、就業規則の改定まで行う必要がありますか。	10
Q37.別紙3「働きやすい柔軟な勤務体制整備及び研修実施報告書」に「①働きやすい柔軟な勤務体制整備の取組み」を記載する欄がありますが、具体的にどのような取組みであればよいのでしょうか。	11
Q38.補助要件に「採用後1年以上継続勤務する見込みがある者」とありますが、支援対象者から、1年以上継続勤務する旨の確約書等を取る必要がありますか。	11
Q39.補助要件に「採用後1年以上継続勤務する見込みがある者」とありますが、1年未満で退職や離籍してしまった場合は、どうしたらよいのでしょうか。	11
Q40.補助要件の「3か月程度の研修計画」の中で、外部研修受講は必須でしょうか。	11
Q41.対象経費の支出時期は採用の前後どちらでもよいのでしょうか。	11
Q42.対象経費の「研修実施に係る人件費(研修担当者を配置した場合に限る)」について、人件費はどのように算出したらよいのでしょうか。	12
Q43.対象経費の「外部研修受講費」について、受講する教育機関はどこでもよいのでしょうか。	12
Q44.対象経費の「外部研修受講費」について、オンライン受講でもよいのでしょうか。	12
Q45.対象経費の「就業支援金」について、「就業支援金」という名目でなければなりませんか。	12
Q46.過去に他の施設で支援対象者になった方でも、転籍していれば、支援対象者と認められますか。	12
Q47.無床診療所ですが、補助対象になりますか。	12
Q48.対象となる医療機関について	13
Q49.職員100人超(101人以上)とは、看護師のみの人数でしょうか。	13
Q50.職員100人超とは、病院単位ですか、または、法人単位でしょうか。	13
Q51.本制度における新卒について	13
Q52.県外から入職した既卒者は卒後年数の規定はありますか。	13
Q53.県内の他の医療機関で当事業の支援対象者だった看護師が入職してきた場合、補助残期間は対象となりますか。	13
Q54.対象となる奨学金について	13
Q55.返還一部免除型の奨学金は対象となりますか。	14
Q56.奨学金の一部免除制度等を利用している者は対象外とあります、具体的にはどんな免除制度があればはまりますか。	14
Q57.奨学金の補助対象期間である5年間(60月)の数え方について	14
Q58.日本学生支援機構の返還方法に代理返還という制度がありますが、この制度を利用している場合でも、本制度の補助対象となりますか。	14
Q59.交付決定後、支援内容(社規定)等を変えることはできますか。	15
Q60.対象看護師が、一括返還した場合、県補助上限金額は1か月分の7,500円になりますか。	15
Q61.奨学金返還支援制度による補助金は課税対象ですか。	15
Q62.代理返還制度について	15
Q63.奨学金返還支援制度について事業参加登録届を提出しましたが、対象の看護職員が年度途中で退職することとなりました。この場合、補助の対象になりますか。また、補助限度はいくらになりますか。	

～全体～

Q1.申請手続きについて教えてください。

- A. 事業者様に提出いただく書類及びその提出時期は以下のとおりです。
 なお、以下の時期は概ねであり、実際の時期は年度ごとに変更となる可能性があります。

・ 事業参加登録届(様式第1号)	以下、いずれかの時期に提出してください。 ① 第1回 8月 ② 第2回 9～10月 ③ 第3回 12月中旬～1月
・補助金交付申請兼実績報告書(様式第3号)	2月
・請求書(様式第6号)	3月(交付決定兼確定通知書(様式第4号の到達後))

Q2. 複数の事業(県外看護師等就業支援金等事業、潜在看護師等就業後継続支援事業、看護師等奨学金返還支援事業)に事業登録することはできますか。

- A. 要件を満たす場合は、複数の補助事業に事業参加登録することができます。

Q3. 申請のスケジュールを教えてください。

- A. 現時点では以下のとおり予定しております。

スケジュールについて(予定)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9年 1月	2月	3月
事業参加登録届 提出			第1期分		第2期分		第3期分			
登録済通知書 送付					第1期分		第2期分	第3期分		
交付申請兼実績報告書 提出										
交付決定兼交付確定通知 送付										
請求書 提出										

Q4. 複数の医療機関を運営している法人ですが、運営する医療機関の事業登録や申請をまとめて行うことは可能ですか。

- A. お手数ですが、事業参加登録届や補助金交付申請書は保険医療機関ごとに作成をお願いします。
 なお、作成した届出や申請書の提出手続きを本部がまとめて行うことは可能です。

Q5. 申請書の提出先を教えてください。

- A. 補助金交付申請書の提出先は、受付等業務を受託している(公社)埼玉県看護協会になります。
申請フォーム及び申請方法等につきましては、下記URLを御参照ください。
URL:<https://www.nurse-saitama.jp/kango-no-miryoku>

Q6. 手続きに関する問合せ先を教えてください。

- A. 手続きに関しご不明な点は、(公社)埼玉県看護協会に電話またはメールでお問い合わせください。
☎:070-7402-2416 ※平日9時00分～17時00分(土日祝・年末年始、ほか休館日を除く)
✉:hojokin@nurse-saitama.jp

Q7. 申請書等の様式データはどこから入手できますか。また、紙での申請は可能ですか。

- A. 申請書等の様式データは、下記の(公社)埼玉県看護協会申請ページ、県ホームページに掲載しております。なお、事業参加登録届及び補助金交付申請書の提出は、書類の紛失等を防止するため、当該ページ内の申請フォームからお願いします。(申請先及び申請方法は Q5参照)
【県ホームページ】
URL:https://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/kango_kakuhohozyo/0807.html

Q8. 公立の医療機関等ですが、補助金交付の対象になりますか。

- A. 国公立の医療機関等も本事業の補助金交付対象になります。

Q9. 他団体が実施する支援事業と併用は可能ですか。

- A. 医療機関が国または地方公共団体等による支援を受けている場合、その内容により、併用の可否が決定しますので、問合せ窓口まで御相談ください。

Q10. 支援対象者が市町村から直接支援を受けていますが補助金交付の対象になりますか

- A. 対象者が直接、国または地方公共団体等から支援を受けている場合であっても、本事業の交付対象になるケースがありますので、問合せ窓口にて御相談ください。

Q11. 補助金の交付方法について

- A. 補助金交付申請書兼実績報告書をご提出いただいた後、審査を行い、適当と認められた場合に精算払いにより交付いたします。

Q12. 申請書類に不備等があった場合の対応について

A. 提出書類に不備等があった場合は、内容確認を行う(公社)埼玉県看護協会から、適宜修正等の連絡をさせていただきますので、ご対応をお願いします。

Q13. 対象となる経費は令和 8 年度に支出したものに限られますか。

A. 補助を受ける年度内に支出された経費が対象となります。したがって、令和 8 年度に県の補助を受ける場合は、令和 8 年度内に経費を支出する必要があります。(Q20、Q29、Q41も併せて参照してください)

Q14. 来年度の採用予定者に関しても補助金交付申請をしたいと思っています。来年度も補助は実施されますか？

A. 実施については毎年度検討します。実施が決定した際は改めてお知らせいたします。

Q15. 支援対象者数に制限はありますか。

A. 支援対象者の人数に明確な制限はありませんが、予算の範囲内で交付するため、申請状況により、調整させていただく場合があります。

Q16. 補助金交付を受けた後、消費税仕入控除税額の報告は必要ですか。

A. 対象経費が課税対象となる場合は、いずれの事業も報告が必要です。各補助金の交付要綱に定めているため、御確認ください。

Q17. 第 1 回目の提出期間に事業参加登録届を提出しましたが、その後採用することができ、対象者が増えました。追加で登録できますか。

A. 追加登録が可能です。事業参加登録届にすでに登録済みの対象人数及び補助所要額に追加対象者分を合算した内容を入力して提出してください。
その際、登録済通知書に記載されている「登録番号」も必ず入力ください。

例:追加登録方法

【第1回目】

補助事業名	対象人数 (見込み)	補助金所要額 (見込み)
県外看護師等就業支援金等事業	5人	500千円
潜在看護師等就業後継続支援事業	—	—
看護師等奨学金返還支援事業	1人	90千円



第1回目登録後、
・県外看護師を1人採用し、補助所要額が100千円追加になった。
・潜在看護師を1人採用し、補助所要額が50千円追加になった。

【第2回目】

補助事業名	対象人数 (見込み)	補助金所要額 (見込み)
県外看護師等就業支援金等事業	6人	600千円
潜在看護師等就業後継続支援事業	1人	50千円
看護師等奨学金返還支援事業	1人	90千円

←第1回目からの合算人数及び補助所要額を入力

←追加分の人数及び補助所要額を入力

Q18. 事業参加登録の際に、補助金所要額(見込み)を入力する必要がありますが、どのように算出すればよいですか。

A. 補助金所要額(見込み)については、支援対象者一覧(別紙1、2)に必要事項を入力し、自動計算された金額を入力してください。

なお、支援対象者一覧は交付申請時に御提出いただきますので、登録届の時点では、提出不要です。

Q19. 補助金の返還を求められることはありますか。

A. 退職報告期間内の退職や、補助金交付の趣旨に照らして不相当と認められる場合には、補助金の全部または一部の返還を命じることがあります。ただし、疾病その他やむを得ない事情による退職であると県が認めた場合には、返還を求めないことがあります。

Q20. 交付申請兼実績報告書の提出期限内に対象となる経費を支出していない(3月下旬に支出予定)場合は、どうすればよいですか。

A. 3月中に支出することが確定していれば、実支出額に支出予定金額を加えた額を記載した上で、期限内に提出してください。なお、提出する別紙の備考欄に支出予定日時を記載してください。また補助対象経費の支出証拠書類は作成でき次第、速やかに提出してください。

例:別紙記載方法

【 支援対象者詳細 】

NO	対象者氏名	離職時届出の有無 ※潜在看護師の場合のみ	対象経費			補助基準額	補助上限額	県補助所要額 ※bとcで小さい方の額 ※千円未満切り捨て	備考
			種別	実支出額	実支出額 (合計) a				
1	埼玉 太郎		就業支援金	300,000	350,000	175,000	100,000	100,000	3月24日支出予定
			転居費	50,000					

～看護師就業促進事業(県外看護師就業支援金等補助)～

Q21. 診療所は対象になりますか。

A. 県外看護師就業支援金等補助金については、病院のみが対象になります。

Q22. 対象となる看護職員の要件について教えてください。

A. 県外に所在する医療機関等において、看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)として1年以上の実務経験がある方であって、次の要件を満たす方になります。

- ①採用日時点で、県外の医療機関等を離職後1年未満の者(補助事業者と同一法人または同一医療グループの医療機関等を除く)
- ②夜勤等の交代制勤務に従事するなど、安定的な看護提供体制の確保に資すると認められる者
- ③当該施設の社会保険(健康保険及び厚生年金保険等)の被保険者である者
- ④採用後2年以上継続勤務する見込みがある者

Q23. 同一法人内の県外施設から異動した職員は対象になりますか。

A. なりません。補助事業者と同一法人又は同一医療グループに所属する施設からの異動は対象外です。

Q24. 新卒看護師は対象外ですか。

A. 1年以上の実務経験があることが要件となりますので、新卒看護師は原則対象になりません。ただし、准看護師として1年以上県外の医療機関に勤務を継続しつつ、看護師養成所を卒業した方は対象になります。

Q25. 支援対象者は、県内に転居する必要がありますか。

A. 県内へ転居しなくても補助対象になります。なお、従前から県内在住の方が県内医療機関に就業される場合も本事業の対象になります。

Q26. 過去に他の施設で支援対象者になった方でも、転籍していれば、支援対象者として認められますか。

A. 過年度において、いずれかの施設で支援対象者になっている場合は、転籍、離籍問わず、支援対象者にすることはできません。

Q27. 補助要件に「採用後2年以上継続勤務する見込みがある者」とありますが、支援対象者からの確約書等は、必要ですか。

A. 雇用期間を確約する書類等は求めません。

Q28. 補助要件に「採用後2年以上継続勤務する見込みがある者」とありますが、2年未満で退職や離籍してしまった場合は、どうしたらよいでしょうか。

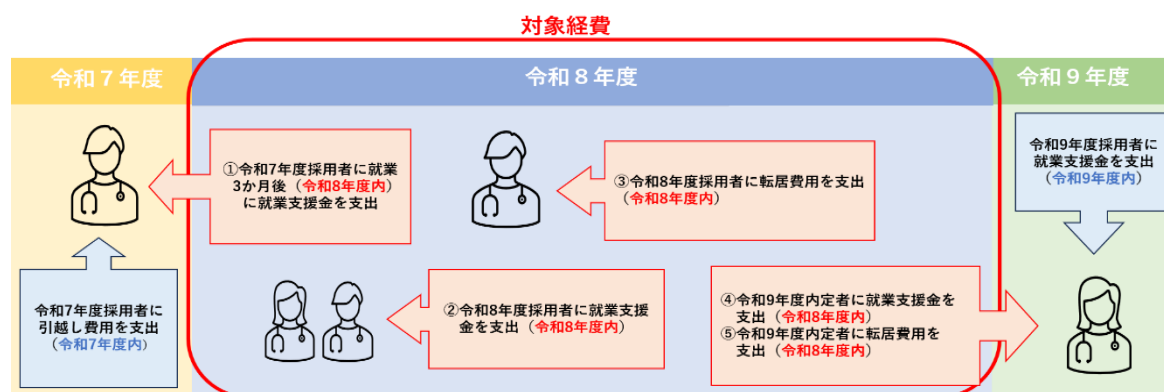
A. 【補助金交付前】⇒支援対象外になります。

【補助金交付後】⇒交付した補助金を返還していただくことになりますので、問合せ窓口までご報告ください。

Q29. 対象経費の支出時期は支援対象者の採用前後どちらでもよいでしょうか。

A. 令和8年度内において、支出される経費であれば、採用前後は問いません。

※令和9年度採用内定者に令和8年度内に「就業支援金」を支給するなどが想定されます。
(下図を参照してください)



Q30. 対象経費の「就業支援金」について、「就業支援金」という名目でなければなりませんか。

A. 「就業支援金」という名目でなくても、内定及び採用する方の応募促進、生活支援等を目的として、事業者が任意に支給する一時金であれば、対象になります。なお、求人広告費、通常の給与・賞与、有料職業紹介事業者への紹介手数料は対象外となります。

- ・ 就業支援金
- ・ 採用支度金
- ・ 転居費用
- ・ 赴任旅費
- ・ その他県外からの就業に資する経費

Q31. 県外医療機関等からの採用であれば、県内での引越し費用も対象経費に含めてよいでしょうか。

A. 県内転居であっても、県外医療機関等からの就業に伴うものであれば、医療機関がその費用を補助した場合は、その分を対象経費として計上することができます。

～看護師就業促進事業(潜在看護師就業後継続支援補助)～

Q32. 支援対象者の要件について教えてください。

A. 支援対象者は次のいずれにも該当する方となります。

- ①潜在看護師等である者
- ②看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第33号)第16条の3第1項に規定する、離職時届出を行っている者
- ③採用後、3か月程度の間、研修計画に基づき研修が実施された者。ただし、計画された研修が年度内に完了しない場合であっても、交付申請時点において研修中である者は、支援対象者とする。
- ④採用後1年以上継続勤務する見込みがある者

Q33. 支援対象者となる「潜在看護師等」について教えてください。

A. 看護師等免許を有しているものの、1年以上看護職に従事していない方をいいます。

Q34. 補助要件に「離職時届出を行っている者」とありますが、登録していなくても補助対象になりますか。

A. 看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づく離職時届出を行っていることが要件となりますので、登録をお願いします。

Q35. 補助要件に「採用後、3か月程度の間、研修計画に基づき研修が実施された者」とありますが、日数の制限はありますか。

A. 日数の制限はありません。就職後、支援対象者の不安解消に向け、職歴、離職期間等を考慮し、3か月程度の計画策定及び実施をお願いいたします。

※参考 研修計画記載例

②研修プログラム(研修期間:令和8年4月6日～令和8年6月30日)

4月6日～4月30日 (1か月目)	5月1日～5月29日 (2か月目)	6月1日～6月30日 (3か月目)
研修内容 【オリエンテーション】 ・配属先の設備、日誌 ・業務の流れ、患者について説明 ・基礎、手順、マニュアルについて ・医療安全について 【業務、看護技術等について、説明と見学を中心に行う】 ・看護技術について、チェックリストにて確認可能ならば指導担当者の指導の下に実施。 ・研修指導者とともに、日常生活援助技術を中心に見学可能な範囲で実施。 ・業務の見学、可能な範囲で実施する。 ・指導担当者とともに患者を受け持ちながら業務を実施 ・清潔援助、食事の援助等の日常生活援助の見学、実施。 ・酸素吸入、吸引、吸入等の処置の見学実施。 【1か月終了時の振り返り】 ・指導担当者、配属先の管理者、病院の研修責任者と面談	研修内容 【指導担当者とともに患者を受け持ちながら業務を実施】 ・点滴業務、与薬の説明、見学、実施 ・受け持ち患者の記録の説明、実施 ・指導をされた内容を振り返り、不足部分についての再指導を行う。 【必要に応じ研修指導者の助言を受けながら、業務を実施】 ・入院患者への対応、緊急時の対応について説明を受ける。 【外部研修受講】 【2か月終了時の振り返り】 ・指導担当者、配属先の管理者、病院の研修責任者と面談	研修内容 【必要に応じ指導担当者の助言を受けながら業務を実施】 ・看護計画の立案についての説明、実施 【主体的に業務を実施し、研修指導者の確認を受ける】 【3か月終了時の振り返り】 ・指導担当者、配属先の管理者、病院の研修責任者と面談

Q36. 別紙3「働きやすい柔軟な勤務体制整備及び研修実施報告書」に「①働きやすい柔軟な勤務体制整備の取組み」を記載する欄がありますが、就業規則の改定まで行う必要がありますか。

A. 支援対象者が働き続けられるよう配慮した勤務体制を整備していただくことが要件であり、施設内の規則の改定まで求めるものではありません。

Q37. 別紙3「働きやすい柔軟な勤務体制整備及び研修実施報告書」に「①働きやすい柔軟な勤務体制整備の取組み」を記載する欄がありますが、具体的にどのような取組みであればよいのでしょうか。

- A. 支援対象者が働き続けられるよう配慮した勤務体制として、下記などが想定されます。
- ・「日勤限定」
 - ・「短時間勤務」
 - ・「時差出勤(幼稚園・保育園送迎等の時間確保等)」
 - ・「定時退勤の徹底(身支度等を終え、施設を出る時間が定時になるように設定)」

Q38. 補助要件に「採用後1年以上継続勤務する見込みがある者」とありますが、支援対象者から、1年以上継続勤務する旨の確約書等を取る必要がありますか。

- A. 雇用期間を確約する書類等は求めません。

Q39. 補助要件に「採用後1年以上継続勤務する見込みがある者」とありますが、1年未満で退職や離籍してしまった場合は、どうしたらよいでしょうか。

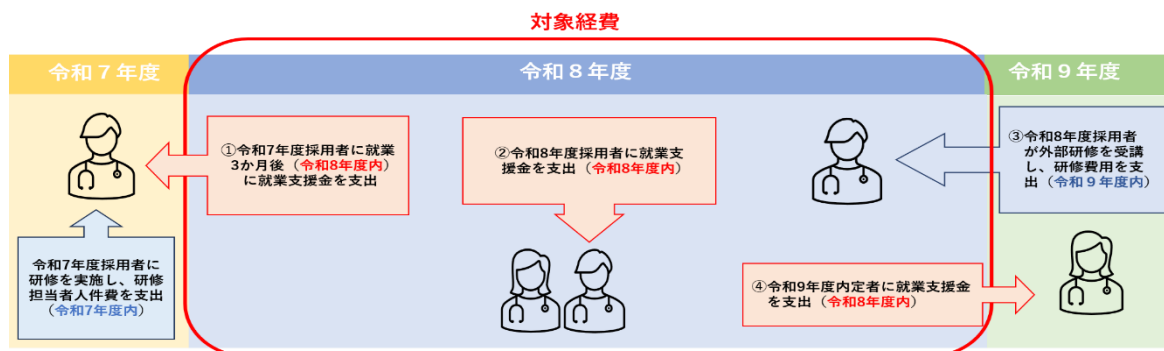
- A. 【補助金交付前】⇒支援対象外になります。
【補助金交付後】⇒交付した補助金を返還していただくことになりますので、問合せ窓口までご報告ください。

Q40. 補助要件の「3か月程度の研修計画」の中で、外部研修受講は必須でしょうか。

- A. 外部研修受講は必須ではありません。支援対象者の職歴や離職期間を考慮し、外部研修受講が望ましいと判断された場合に、受講していただき、その際、施設が負担した受講費を補助対象とするものです。

Q41. 対象経費の支出時期は採用の前後どちらでもよいでしょうか。

- A. 令和8年度内において、支出される経費であれば、採用前後は問いません。
※令和9年度採用内定者に令和8年度内に「就業支援金」を支給するなどが想定されます。
(下図を参照してください)



Q42. 対象経費の「研修実施に係る人件費(研修担当者を配置した場合に限る)」について、人件費はどのように算出したらよいのでしょうか。

A. 指定の算出方法はありません。下記の算出方法などが想定されます。

【例示】

- ・研修担当者の人件費日給(固定給)×研修対応日数
- ・研修担当者の人件費時給(固定給)×研修対応時間数

Q43. 対象経費の「外部研修受講費」について、受講する教育機関はどこでもよいのでしょうか。

A. 研修を実施する教育機関に指定はありません。

Q44. 対象経費の「外部研修受講費」について、オンライン受講でもよいのでしょうか。

A. オンライン受講も対象となります。

Q45. 対象経費の「就業支援金」について、「就業支援金」という名目でなければなりませんか。

A. 「就業支援金」という名目でなくても、内定及び採用する方の応募促進、生活支援等を目的として、事業者が任意に支給する一時金であれば、対象になります。

Q46. 過去に他の施設で支援対象者になった方でも、転籍していれば、支援対象者と認められますか。

A. 過年度において、いずれかの施設で支援対象者になっている場合は、転籍、離籍問わず、支援対象者にすることはできません。

Q47. 無床診療所ですが、補助対象になりますか。

A. 有床、無床は問いません。

～看護師の奨学金返還支援事業～

Q48. 対象となる医療機関について

A. 医療機関を運営する法人等で、常時使用する従業員数が100人を超える事業者が対象です。

なお、県の就業支援課が100人以下の事業所を対象に、本事業と同様の補助事業(埼玉県中小企業等奨学金返還支援事業補助金)を実施しています。従業員数が100人以下の医療機関におかれては、こちらを御利用ください。

(参考:埼玉県中小企業等奨学金返還支援事業補助金([リンク](#)))

Q49. 職員100人超(101人以上)とは、看護師のみの人数でしょうか。

A. 看護職員だけでなく、常時使用する従業員数が100人を超える事業者が対象です。

Q50. 職員100人超とは、病院単位ですか、または、法人単位でしょうか。

A. 法人単位です。

法人全体で正規職員数が100人超の場合、医療機関単位での申請が可能です。

Q51. 本制度における新卒について

A 卒業後3年以内の方までを新卒として扱います。その間の就業経験の有無は問いません(令和8年3月卒業の場合、令和11年3月末まで)。なお、県外医療機関から入職した方については、卒業年数による制限はありません。(次項参照)

Q52. 県外から入職した既卒者は卒後年数の規定はありますか。

A 県外からの入職者の場合は、卒業年数による制限はありません。

Q53. 県内の他の医療機関で当事業の支援対象者だった看護師が入職してきた場合、補助残期間は対象となりますか。

A 対象外です。

Q54. 対象となる奨学金について

A 日本学生支援機構の貸与型奨学金、地方公共団体等の貸与型奨学金などが対象です。詳細は次の表を御確認ください。

なお、返還免除型奨学金は原則対象外としていますが、県外医療機関の返還免除型奨学金を利用されていた方が、県内医療機関へ入職することとなったために返還義務が生じた場合には、返還を要することとなった額を対象として本制度を活用いただくことができます。

Q55. 返還一部免除型の奨学金は対象となりますか。

- A 一部でも返還免除となる奨学金は、返還免除型の奨学金として扱います。返還免除型の奨学金は原則本制度の補助対象外となりますが、県外医療機関から入職される方は対象になる場合があります。(前項参照)

【看護師等奨学金返還支援事業の対象となる奨学金の区分について】

奨学金種別・貸与団体		奨学金返還支援制度の対象
貸与型奨学金	日本学生支援機構 埼玉県 自治体	○
返還免除型奨学金 (一部免除を含む)	県内の貸与団体	×
	県外の貸与団体	○

※ 複数の奨学金を借りている場合は、上表により本事業の対象となる奨学金分のみ補助対象となる

Q56. 奨学金の一部免除制度等を利用している者は対象外とあります、具体的にはどんな免除制度があてはまりますか。

- A 特定の医療機関や特定の都道府県内において所定年数の勤続を条件に、返還免除となる奨学金制度を利用していた方が、所定年数に満たない年数で退職したことにより、奨学金の一部について返還義務が発生した場合等を想定しています。
このほか、学費と生活費を対象とした奨学金で、学費部分については返済免除とするなど貸与された奨学金のうち一部について返還義務が発生する場合もこれに該当します。個別の奨学金制度についての利用可否を確認されたい場合は、県にお問い合わせください。

Q57. 奨学金の補助対象期間である5年間(60月)の数え方について

- A 医療機関が、対象看護師への返還支援を開始した月を1月目とし、その月から同一医療機関勤務の連続60か月までを補助対象期間とします。

Q58. 日本学生支援機構の返還方法に代理返還という制度がありますが、この制度を利用している場合でも、本制度の補助対象となりますか。

- A 対象となります。

Q59. 交付決定後、支援内容(社規定)等を変えることはできますか。

- A 変更予定の内容がわかる資料をご用意のうえ、県にご相談ください。引き続き県での補助対象とすることが適正と認められた場合は、「様式第4号 埼玉県看護師奨学金返還支援事業変更承認申請書」により変更申請手続きを行っていただきます。

Q60. 対象看護師が、一括返還した場合、県補助上限金額は1か月分の 7,500 円になりますか。

- A 月ごとの返還、一括返還に関わらず、県からの補助額は、年間の支援実績額の1/2(上限 90,000 円/年。ただし、離職等により補助年度内の勤務月数が 12 月未満である場合は、90,000円を 12 で割った値に勤務月数を乗じた額)となります。

Q61. 奨学金返還支援制度による補助金は課税対象ですか。

- A 代理返還以外の職員に直接支給される額は、課税対象になります。

【その他】

Q62. 代理返還制度について

- A 雇用する看護師が日本学生支援機構に返還すべき金額の全部または一部を、医療機関が看護師に代わって日本学生支援機構に直接送金することにより、看護師本人からの返還に代えるものです。なお、医療機関からの送金額が、看護師が日本学生支援機構に返還すべき金額の一部である場合は、看護師本人からも日本学生支援機構への返還額が生じます。
※返還支援対象者 = 企業等が奨学金の返還を支援する従業員

Q63. 奨学金返還支援制度について事業参加登録届を提出しましたが、対象の看護職員が年度途中で退職することとなりました。この場合、補助の対象になりますか。また、補助上限額はいくらになりますか。

- A 年度の途中で対象看護師が退職した場合でも、事業参加登録届を提出し、対象看護師の在職中に医療機関が支援を行った場合は補助対象とします。ただし、補助上限額は、90,000円を 12 で割った値に勤務月数を乗じた額とします。

<国税庁 HP>

奨学金の返済に充てるための給付は「学資に充てるため給付される金品」に該当するか

【照会要旨】

A 県は、B 財団から奨学金(以下「本件奨学金」といいます。)の貸与を受けている学生(以下「支援対象者」といいます。)を対象として、卒業後に A 県内の企業に就職し、2 年間勤務するなどの一定の要件を満たした場合に、本件奨学金の返済に充てるための支援金(以下「本件支援金」といいます。)を給付する制度を設けています。

この場合、支援対象者が給付を受ける本件支援金は、非課税所得である「学資に充てるため給付される金品」に該当しますか。

なお、本件支援金は、A 県が B 財団に直接送金することとなっており、その金額は、50 万円又は給付時における支援対象者の奨学金に係る債務残高のいずれか低い金額となります。

おって、本件奨学金は、支援対象者が修学する上で必要となる費用(授業料、教科書代及び通学費用等)の額の範囲内となるものです。

【回答要旨】

本件支援金は「学資に充てるため給付される金品」に該当するものとして取り扱って差し支えありません。

(理由)

所得税法第 9 条第 1 項第 15 号《非課税所得》は、学資に充てるため給付される金品は、給与その他の対価の性質を有する一定のものを除き、非課税と規定しているところ、その貸与を受けた奨学金の返済に充てるための給付については、給付される金銭そのものがその奨学金の貸与者に支払われ、直接学資に充てられていないことから、その給付は原則として「学資に充てるため給付される金品」には該当しません。

しかしながら、奨学金の返済に充てるための給付は、その奨学金が学資に充てられており、かつ、その給付される金品がその奨学金の返済に充てられる限りにおいては、通常の給与に代えて給付されるなど給与課税を潜脱する目的で給付されるものを除き、これを非課税の学資金と取り扱っても、課税の適正性、公平性を損なうものではないと考えられます。

照会の場合、本件奨学金は支援対象者が修学する上で必要となる費用の額の範囲内であり、かつ、本件支援金は A 県から B 財団に直接送金され、本件奨学金の債務残高を超える金額にはならないことから、本件支援金が現に本件奨学金の返済以外に流用されることはないものと認められ、本件支援金を「学資に充てるため給付される金品」に該当するものとして取り扱って差し支えありません。

【関係法令通達】

所得税法第 9 条第 1 項第 15 号

注記

令和 7 年 8 月 1 日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんから、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。